

姫路市すこやかセンター
喫茶コーナー出店者 募集要項

令和4年5月

姫路市すこやかセンター喫茶コーナーにおける出店者（以下「事業者」という。）の募集を次のとおり実施します。

1 喫茶コーナーの概要

- (1) 所在地 姫路市市之郷1006番地8（姫路市すこやかセンター1階）
- (2) 面積 ホール：122.18㎡、厨房：19.72㎡
- (3) 客席数 40席 ※喫茶で注文される方以外にも開放します。
- (4) 営業日 原則全開館日
休館日は、毎週水曜日（休日の場合は開館）、休日の翌日（土日の場合は開館）、
年末年始（12月28日から1月4日）、工事・点検等の臨時休館日
- (5) 営業時間 午前9時から午後5時の範囲内で事業者が営業時間を提案してください。
- (6) メニュー 利用者のニーズに合った品揃えで、かつ利用しやすい価格設定にしてください。
また、テイクアウトや校区登園用弁当等にも対応してください。
- (7) 営業開始時期 令和4年10月1日（土）に営業を開始してください。

2 募集要項の配布等

- (1) 配布期間 令和4年5月18日（水）から6月10日（金）
- (2) 配布方法 姫路市保健福祉政策課のホームページからダウンロードしてください。
【ホームページ】 <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000020770.html>
※下記宛に返信用封筒を送付いただければ、郵送も可能です。
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所2階 保健福祉政策課

3 応募資格等

次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- (1) 十分な経営能力か事業経験がなく、自らが営業しない者
- (2) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑥ 破産者で復権を得ないもの
- (3) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者（その事実があった後2年間を経過しないものに限る。）

- ① 姫路市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 姫路市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が姫路市と契約すること又は姫路市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により姫路市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく、姫路市との契約を履行しなかった者
- ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないものを姫路市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号及び姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日施行）第3条各号の規定に該当する者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- (6) 法人にあつては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がある者。個人にあつては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がある者。
- (7) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は関連法令等に基づく行政処分を受けている者
- (8) 保証人（十分な保証能力を有している者一人）を立てることができない者

4 使用許可期間

令和4年10月1日（土）の営業開始にあたって、営業準備を開始する日（行政財産使用許可日）から令和5年3月31日（当該年度末日）までとします。令和5年4月1日以降、継続して使用するためには1年ごとに申請を行っていただきます。

なお、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消すことがあります。

5 使用料等

(1) 使用料

- ① 月額58,900円（税込）以上で、事業者として決定した者が提示した応募額をもって月額使用料とします。ただし、使用許可の期間中に消費税等の税率が変動したときは、市は変動後の税率を適用して、使用料の増額を請求できるものとします。
- ② 使用料は、姫路市が発行する納入通知書により、姫路市が指定する期限までに全額納付してください。
- ③ 使用許可の期間が1月に満たない端数が生じたときは、端数を切り上げて1月とします。

(2) その他必要経費

① 使用電力料金等

占有部分における清掃、電気、及び上下水道等の経費については全額事業者の負担とします。姫路市が発行する納入通知書により、姫路市が指定する期限までに全額納付してください。

② 什器等

テーブル・椅子については設置済みですが、それ以外の什器等については、事業者において準備してください。また、当センターにおいて設置している基本的な設備の維持修繕や改装等は事業者の負担により実施してください。なお、設備の更新については、施設管理者と協議のうえ決定します。

③ その他必要経費等

営業準備に要する搬入費用、改修費、及び維持管理にかかる一切の費用は事業者の負担とします。

6 営業許可条件

営業許可期間前及び営業許可期間中は、次のことを遵守してください。

なお、姫路市は、許可物件について随時実地調査を行い、売上実績等の所要の報告を求め、その維持使用について指示することがあります。

- ① 行政財産使用料及び光熱水費等を姫路市が指定する期限までに確実に納付すること。
- ② 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出を行うこと。
なお、許認可を受けたときには、速やかに市に許可書等の写しを提出すること。
- ③ 喫茶を営業する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- ④ 提供品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、当センターの指示に従うこと。
- ⑤ 喫茶内は全て禁煙とすること。
- ⑥ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。
- ⑦ 許可期間が満了したとき又は許可が取り消された場合は、速やかに現状回復すること。
なお、現状回復に際し、事業者は、一切の補償を姫路市に請求することはできない。
- ⑧ 事業者（従業員を含む）が通勤のため当センターの駐車場を利用する場合は、駐車料が発生します。
- ⑨ 喫茶専用の出入口、控室、トイレはありません。
- ⑩ 喫茶の看板等の規模（高さを含む）、デザイン、色彩等については、施設や施設周辺との調和や眺望に配慮することとし、設置にあたっては、事前に保健福祉政策課と協議し、了承を得てください。

7 現地説明会の開催

- (1) 開催日時 令和4年6月1日（水） 10時から11時
- (2) 開催場所 喫茶コーナー所在地（姫路市すこやかセンター1階）
- (3) 申込方法 「姫路市すこやかセンター喫茶コーナー現地説明会参加申込書」（様式第6号）に必要事項をご記入のうえ、下記にFAXしてください。（確認のため、送信後にお電話ください。）
保健福祉政策課 FAX 079-221-2489
電話 079-221-2304

- (4) 申込期限 令和4年5月27日(金) 17時20分まで
(5) その他 現地説明会には、この募集要項を持参してください。

8 質問及び回答

質問については、質問書(様式第7号)に記入のうえ、保健福祉政策課まで提出してください。1つの質問項目ごとに1枚の質問用紙を使用してください。

- (1) 提出方法 FAXまたはe-mail (hofukuseisaku@city.himeji.lg.jp)
(確認のため、送信後にお電話ください。)
- (2) 質問受付期限 令和4年6月2日(木) 17時20分まで
- (3) 回答 令和4年6月6日(月) 予定。ホームページにて公表します。
(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000020770.html>)
個別の回答は行いません。

9 応募方法等

- (1) 提出書類
- ① 応募申込書(様式第1号)
 - ② 喫茶経営企画書(様式は問いません。下記の事項について記載してください)
 - ア 管理体制
 - イ 人員配置
 - ウ 収支計画
 - エ 出店に向けたスケジュール
 - オ 集客の工夫や利用者に向けたサービスなど
 - ③ 応募価格提案書(様式第2号)
 - ④ 誓約書(様式第3号)
 - ⑤ 食品衛生責任者となることができる有資格者(現場責任者)を配置できることを証明する資格証の写し
 - ⑥ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
 - ⑦ 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書又は現在事項証明書))
 - ⑧ 国税(所得税、法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書(その3の3)
 - ⑨ 姫路市税の納税証明書等
 - ア 本市に納税義務がある場合は納税証明書(業者登録申請用の納税証明書)
 - イ 本市に納税義務がない場合は申立書兼同意書(様式第4号)

注1 提出書類は、全て原本を提出してください。(⑤を除く)

注2 提出書類は各1部です。

注3 上記⑥、⑦、⑧及び⑨アの各種証明書は、発行後3箇月以内のものに限ります。

- (2) 申込先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所2階 姫路市保健福祉政策課

- (3) 提出方法及び提出期限

① 提出方法

応募価格提案書のみ定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をし、押印（印鑑証明印）するとともに、その封筒の表面に「姫路市すこやかセンター喫茶コーナー出店者応募価格提案書」と記入し、応募申込書その他必要書類を添えて上記の申込先に持参すること。

② 提出期限

令和4年6月10日（金）必着

(4) 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

① 最低使用料を下回るもの

② 応募資格がない者が応募価格提案したもの

③ 指定の期間内に提出しなかったもの

④ 応募価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが明らかでないもの

⑤ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの

⑥ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(5) 留意事項

① 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。

② 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退届（様式第5号）を、受付期間内に郵送してください。

10 事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を事業者の選定対象とします。

(2) 公募物件に対し、姫路市が設定する最低使用料以上の額で、かつ、最も高額の応募価格を提案した者を選定し、事業者とします。

最高の応募価格提案が2者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会いのもと、くじにより選定します。ただし、応募価格提案者が、諸般の事情により、姫路市が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ事業者を選定します。

(3) 事業者の公表等

事業者の決定は、令和4年6月14日（火）の予定です。決定後、応募者に決定金額及び決定した事業者名を書面により通知するとともに、姫路市のホームページに決定金額及び決定した事業者名並びに応募参加者数を掲載します。

(4) 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止し、又は延期することがあります。

11 使用許可申請の手続

事業者を選定した者は、令和4年6月24日（金）までに次の書類を提出してください。

(1) 行政財産使用許可申請書（様式第8号）

- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第9号）
- (3) 保証人届出書（様式第10号）
- (4) 保証人の住民票・印鑑証明書・令和3年度所得証明書

1 2 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募の資格を失った場合

1 3 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (2) 提出された書類は、姫路市すこやかセンター喫茶事業者の選定以外には使用しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 提出された申込関係書類及び喫茶の営業期間中の管理運営に係る各種報告書類は、必要に応じて公表することとします。ただし、公表に当たっては、個人情報や申込法人の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例の規定に照らし内容を判断します。

1 4 問い合わせ先

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地

姫路市保健福祉政策課 地域福祉担当

電話：079-221-2304

FAX：079-221-2489